

## 徳島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年1月31日 制定

令和6年3月25日 改正

徳島市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、恵まれた自然条件を活かし、米、野菜、園芸による多品目の複合経営が特徴であり、農業産出額は県下で上位にある。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されているほか、本市は平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なる現状を踏まえ、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

南西部の中山間では、水稻・しいたけ・果樹・施設園芸など多岐にわたる栽培が見られるものの矮小な農地も多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型的水稻をはじめ、露地野菜の栽培も盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、本市農業の特徴を活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、徳島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する徳島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する徳島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	3, 0 1 0 ha	4 9 ha	1. 6 3 %
3年後の目標 (令和9年4月)	2, 9 5 0 ha	3 7 ha	1. 2 5 %
目 標 (令和16年4月)	2, 8 3 0 ha	2 9 ha 以下	1. 0 2 %以下

【目標設定の考え方】令和4年度に設定した最適化の緑区分解消目標の5年間で20haを目標とし、以降は維持に努めるほか、黄区分についてもできる限り解消する。

注1：令和6年4月の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

注2：遊休農地面積は、農地法第32条第1項のうち第1号を対象とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員と推進委員の担当制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### イ 徳島県農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果、徳島県農地中間管理機構への貸付けを希望する農地については、機構へ情報提供を行い、貸借を促す。

#### ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	3, 0 1 0 ha	9 2 7 ha	3 0 . 8 %
3年後の目標 (令和9年4月)	2, 9 5 0 ha	1, 4 4 3 ha	4 8 . 9 %
目 標 (令和16年4月)	2, 8 3 0 ha	1, 8 9 6 ha	6 7 . 0 %

【目標設定の考え方】令和2年12月改定の徳島市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下「基本構想」という。)に基づき、令和11年度末までに担い手への農用地利用の集積率を67%まで引き上げることとしており、令和5年7月改定の「基本構想」においても、10年後の目標を67%としているため、同様の目標にしている。

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

### イ 徳島県農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、徳島市、徳島県農地中間管理機構、JA徳島市等と連携し、(ア) 徳島県農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、徳島県農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

### エ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て徳島県農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### オ その他

農業委員会だより等広報媒体を活用し、農地中間管理事業の制度を周知するとともに、市内の「農地の売買及び貸借希望リスト」を農業委員や推進委員へ提供してインターネットでも公表するなど、農地の出し手と受け手のマッチングを行い農地の流動化を促進する。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者 取得面積
現 状 (R3 年度～R5 年度の累計)	3 2 経営体	8. 1 ha
3 年後の目標 (R6 年度～R8 年度の累計)	3 3 経営体	8. 3 ha
目 標 (R13 年度～R15 年度の累計)	3 5 経営体	8. 9 ha

【目標設定の考え方】現状の3年間の状況を維持することを基本としながら、少しずつ増やし目標直前の3年間は35経営体を目標とする。

注：「新規参入者」は、認定新規就農者の他、農業委員会で新規面談等を行い農地を取得又は借上げた者を対象とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 関係機関との連携について

徳島市、徳島県・徳島県農業会議、徳島県農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### イ 農地・経営等地区相談会の開催及び新規就農フェア等への参加について

各地区での農地・経営等地区相談会の開催や、関係機関と連携した新規就農フェア等への積極的な参加により、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、必要に応じて助言や調整等を行う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

徳島市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、徳島市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力